

# I 調査のあらまし

## 1 調査の目的

この調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）、国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）によって実施。

## 3 調査の期日

国勢調査は第 1 回の大正 9 年国勢調査以来一貫して 10 月 1 日現在で実施しており、令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在で行った。

## 4 調査の周期

第 1 回国勢調査以来、ほぼ 5 年周期で実施されており、今回は 21 回目、100 年の区切りの年に当たる。

この 5 年周期とは、10 年周期の大規模調査とその中間年の簡易調査から成るが、戦争や統計法制定の影響を受け、一部例外がある。具体的には、昭和 20 年の簡易調査は戦争の影響で実施されなかった。また、昭和 22 年に統計法が制定され、国勢調査が指定統計第 1 号に指定されたことを受け、同年に臨時国勢調査を実施した。

＜戦前＞ 大規模調査（人口の基本的属性及び経済的属性）：大正 9 年，昭和 5 年，15 年  
簡易調査（人口の基本的属性のみ）：大正 14 年，昭和 10 年

＜戦後＞ 臨時国勢調査：昭和 22 年  
大規模調査（人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅，人口移動，教育に関する事項）  
：昭和 25 年，35 年，45 年，55 年，平成 2 年，12 年，22 年，令和 2 年  
簡易調査（人口の基本的属性のほか経済的属性，住宅に関する事項）  
：昭和 30 年，40 年，50 年，60 年，平成 7 年，17 年，27 年

このうち大規模調査と簡易調査との差異は、主として調査事項（後述）の数にある。

## 5 調査の地域

我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ・歯舞諸島，色丹島，国後島及び択捉島
- ・島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 6 調査の対象

調査時において、本邦内に常住している者について行った。

この調査における「常住している者」の定義については、「10 用語の解説」を参照のこと。

## 7 調査事項

(世帯員に関する事項)		(世帯に関する事項)	
1 氏名	9 教育	1 世帯の種類	
2 男女の別	10 9月24日～30日の就業	2 世帯員の数	
3 出生の年月	11 従業地又は通学地	3 住居の種類	
4 世帯主との続き柄	12 従業地又は通学地までの交通手段	4 住宅の建て方	
5 配偶の関係	13 勤めか自営かの別		
6 国籍	14 勤め先・業主の名称及び事業の内容		
7 現住居での居住期間	15 本人の仕事の内容		
8 5年前の居住地			

令和2年国勢調査は大規模調査であるため、平成27年調査に比べ、教育、従業地又は通学地までの交通手段等の調査項目が増えている。

## 8 調査の体系

総務省統計局－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行った。

## 9 調査の方法

### (1) 調査区の設定

調査期日の1年前である、令和元年10月1日現在で、国から指定された調査区の区域について、調査開始までに若干の修正を加え、確定した。調査区は市町村ごとに、先に「特別調査区」及び「水面調査区」を設定し、残りの区域を「一般調査区」として設定した。ただし、本市には「水面調査区」はない。

「一般調査区」…1調査区がおおむね50世帯となるよう、道路、鉄道、河川など明瞭な地形・建物を境界として設定。

「特別調査区」…常住者がいないか又はいても極めてわずかで、かつ、広大な区域又は社会施設、大きな病院がある区域等について設定。

「水面調査区」…重要港湾の港湾区域、水上生活者のいる区域等に設定。

なお、調査区は、平成2年から「基本単位区」が導入され、「住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）」に基づく街区などを一つの基本単位区とし、その組み合わせにより設定されている。

旭川市の各調査区の内訳及びその数は、次のとおりである。

一般調査区数	2,862
特別調査区数の計	229
・山林・原野・耕地等の区域数	143
・広大な工場・学校用地等のある区域数	9
・社会施設、大きな病院のある区域数	68
・刑務所・拘置所等のある区域数	2
・自衛隊区域	2
・50人以上の寄宿舍・寮等のある区域	5

## (2) 調査の実施

令和2年調査では平成27年調査同様、インターネット回答（以下「ネット回答」という。）、郵送回答、調査員回収の3種の回答方法が用意された。ただし平成27年調査の際はまずネット回答を先行で案内し、その後ネット回答していない世帯に調査票を配布するという二段階方式だったが、令和2年調査では9月14日～23日の期間にネット回答の案内と紙調査票の配付を同時に行う方式となった。

回答期間については、紙調査票は10月1日～7日の間に郵送回答または調査員回収をするものと設定されたが、ネット回答については一度入力した後も修正が可能なことから、利用案内を受け取った日から回答可とされた。

上記に加え令和2年は、感染力が強く多くの死者を出した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」が全世界でまん延した年であり、本市でも感染を防ぎながら調査を進める事が非常に重要となった。このように令和2年は特殊な状況下だったため、インターホン越しに説明を行い調査書類等をポストに投函する「非接触型調査」を導入した。

## 10 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在で居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれで述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- (2) 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

以上の定義により、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

### 年齢

令和2年9月30日現在の満年齢である。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた者は、0歳としている。

### 平均年齢

次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum \{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}\}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

### 配偶関係

届出の有無に関わらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

- 未 婚…まだ結婚したことのない者
- 有配偶…届出の有無に関係なく、配偶者のある者
- 死 別…配偶者と死別して独身の者
- 離 別…配偶者と離別して独身の者
- 不 詳…未回答などにより配偶関係が判断できない場合

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。なお、昭和55年以前の調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、定義が異なる。

#### (1) 一般世帯

ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

#### (2) 施設等の世帯

- ア 寮・寄宿舍の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
- イ 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）
- ウ 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
- エ 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- オ 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）
- カ その他（定まった住居を持たない単身者など）

### 世帯主・世帯人員

#### (1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

#### (2) 世帯人員

世帯を構成する人(世帯員)の数をいう。

### 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

#### (1) 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

#### (2) 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

#### (3) 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

<参考>

「世帯の家族類型」については、平成22年調査から「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更し、内容も若干異なる。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

#### (1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

## (2) 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれを含む。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有関係を、次のとおり区分している。

### (1) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払の分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

### (2) 公営の借家

その世帯が借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

### (3) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

### (4) 民営の借家

その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

### (5) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

### (6) 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営・都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

### (1) 一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。

### (2) 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含む。

### (3) 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。

### (4) その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 労働力状態

15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に、「仕事をしたかどうかの別」により区分している。

各区分の主なものは、次のとおりである。

### (1) 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

#### ア 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週

間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

(ア) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(イ) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合  
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

#### イ 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であった、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

#### (2) 非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

#### (3) 労働力状態「不詳」

未回答などにより労働力状態が判定できない人

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

#### (3) 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

#### (4) 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

#### (5) 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

#### (6) 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

#### (7) 従業上の地位「不詳」

未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

## 従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしている事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

なお、本書では、雇用者と役員をまとめて「雇用者」、また、雇人のある業主、雇人のない業主及び家庭内職者をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」とともに 3 区分とする分類を採用している。

#### (1) 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次という「役員」でない人

#### (2) 役員